

山梨県公報

号外第四十号

一八四、四七六

平成二十年
六月十三日 金曜日

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会
議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を
超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を
乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十年六月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権……………一
- 有する者の一定数
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項
の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり
である。

平成二十年六月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

一四、一三八

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及
び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法
律第一百六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の
三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と
四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十年六月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫